第６回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会

平成１６年３月８日（月）
労働基準局第１，第２会議室

１　議　題

（１）　労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱及び労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）

（２）　平成１６年度労働保険特別会計労災勘定予算（案）について

（３）　総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第３次答申」等について

２　配付資料

資料１　労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱（別紙１）及び労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱（別紙２）について(諮問)・・・・・・ 1

参考１　労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

参考２　労働基準法施行規則の一部を改正する省令案について 6

参考３　整形外科分野の障害認定に関する検討について・・・ 7

資料２－１　平成１６年度労働保険特別会計労災勘定予算(案)・・ 9

資料２－２　労災保険経済概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

資料３－１　「規制改革の推進に関する第３次答申」(抄)・・・・ 17

資料３－２　総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第３次答申」に関する対処方針について(閣議決定)・・・・・ 24

資料３－３　総合規制改革会議「第３次答申」(重要検討事項）に対する厚生労働省の考え方(抄)・・・・・・・・・・・・ 25

資料３－４　労災保険料率の設定に関する検討会（仮称）の開催について(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

資料１

厚生労働省発基労第 0308001 号

労働政策審議会
会長　西川　俊作　殿

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙１）及び「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」（別紙２）について、貴会の意見を求める。

平成１６年３月８日

厚生労働大臣　　坂　口　　力

別紙1

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一　介護補償給付及び介護給付の限度額等の引下げ

一　常時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を、月額十万四千九百七十円（現行十万六千百円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であって、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額五万六千九百五十円（現行五万七千五百八十円）に引き下げるものとすること。

二　随時介護に係る介護補償給付及び介護給付について、介護に要する費用として支出した費用がこれを超えるときに支給する限度額を、月額五万二千四百九十円（現行五万三千五十円）に、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合等であって、親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるときに支給する額を、月額二万八千四百八十円（現行二万八千七百九十円）に引き下げるものとすること。

第二　障害補償給付及び障害給付に係る身体障害の障害等級の見直し

一　障害補償給付及び障害給付を支給すべき身体障害の障害等級について、示指の亡失に係る等級を一級引き下げ、小指の亡失に係る等級を一級引き上げる改正等を行うとともに、複視に係る障害について等級の見直しを行うこと。

二　障害等級表中の用語について見直しを行うこと。

第三　施行期日等

一　この省令は、介護補償給付及び介護給付の限度額等の引下げに係る改正については平成十六年四月一日から、障害補償給付及び障害給付に係る身体障害の障害等級の見直しに係る改正については平成十六年七月一日から施行するものとすること。

二　この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとすること。

別紙2

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一　障害補償に係る身体障害の障害等級の見直し

障害補償を行うべき身体障害の障害等級について、示指の亡失に係る等級を一級引き下げ、小指の亡失に係る等級を一級引き上げる改正等を行うとともに、複視に係る障害について等級の見直しを行うこと。

第二　施行期日等

一　この省令は、平成十六年七月一日から施行するものとすること。

二　この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとすること。

（参考１）

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について

１　介護（補償）給付の限度額等の引下げについて

障害（補償）年金又は傷病（補償）年金の受給権者で、常時又は随時介護を要する状態にあるものに対し、介護（補償）給付として毎月介護に要する費用を支給しているが、今般、その最高限度額及び親族介護時の最低保障額を以下のとおり引き下げることとする。

※（　）内は、現行額

	最高限度額 実際に介護を要する費用として支出した額がこれを超えるときに支給する限度額	親族介護時の最低保障額 費用を支出して介護を受けた日がない場合であって、親族による介護を受けた日があるときに支給する額
常時介護	104,970円（106,100円）	56,950円（57,580円）
随時介護	52,490円（53,050円）	28,480円（28,790円）

２　障害等級の見直し

（１）趣旨

労災保険の障害（補償）給付については、労災保険法施行規則別表第一に定める障害等級表に基づいて障害認定を行っているところであるが、今般、専門検討会における検討結果を踏まえ、当該障害等級表について、手指の亡失、用廃に係る障害等級の見直し、複視に係る障害等級の見直し、用語の整理等所要の改正を行う。

（２）経過措置

改正後の等級については、年金受給者の保護の観点等から施行日後に支給事由が発生（治ゆ）した者について適用するものとし、施行日前に支給事由が発生した者については、引き続き改正前の等級に基づく支給を行うものとする。

３　施行期日

１については平成１６年４月１日

２については平成１６年７月１日

（改正後の内容について周知期間が３ヶ月程度必要であるため）

（参考２）

労働基準法施行規則の一部を改正する省令案について

１　趣旨

労働基準法上の障害給付については、労働基準法施行規則別表第二に定める障害等級表に基づいて障害認定を行っているところであるが、今般、専門検討会における検討結果を踏まえ、当該障害等級表について、所要の改正を行うものである。

２　改正の内容

（１）　手指の亡失、用廃関係

示指の亡失を１級引き下げるとともに、小指の亡失を１級引き上げ、これに伴い、複数の手指を亡失した場合の整理も評価し直すこととした。また、これに併せ、用廃についても亡失に準じた評価の変更を行うこととした。

（２）　複視に係る障害関係

複視に係る障害について、正面視で複視を生ずるものについては「局部に頑固な神経症状を残すもの」を準用して１２級に、正面視以外で複視を生ずるものについては「局部に神経症状を残すもの」を準用して１４級に認定されてきたところであるが、今般これを見直し、正面視で複視を生ずるものについては１０級に、正面視以外で複視を生ずるものについては１３級としてそれぞれ個別に規定を設けることとした。

３　経過措置

改正後の等級については、施行日後に支給事由が発生（治ゆ）した者について適用するものとし、施行日前に支給事由が発生した者については、改正前の等級に基づく支給を行うものとする。

４　施行期日

改正後の内容について周知期間が３ヶ月程度必要と見込まれることから、平成１６年７月１日とする。

（参考３）

整形外科分野の障害認定に関する検討について

１　検討経緯

平成１３年から、整形外科分野（骨格・関節等の形態異常の矯正に関する医学）の医学専門家７名により、同分野における最新の医学知見及び治療技術の進展等を踏まえ、検討を行った。

２　主な検討対象

（１）手指を失ったもの及びその用を廃したものについて

（２）せき柱(いわゆる背骨)の運動障害・変形障害について

（３）上肢・下肢の関節の可動域が制限されたものについて

（４）上肢・下肢の長管骨（上腕部と前腕部の骨、又は大腿部と下腿部の骨）の変形障害について

（５）用語について

３　検討結果

別紙「『整形外科の障害認定に関する専門検討会』報告書の概要」のとおり

別紙

「整形外科の障害認定に関する専門検討会」報告書の概要

1　手指の亡失等

第10級とされている示指の亡失を1級引き下げて第11級とし、中指及び環指と同一の等級とするとともに、第13級とされている小指の亡失を1級引き上げ第12級とすることが適当である。

これに伴い、複数の手指を亡失した場合の評価も整理するとともに手指の用廃についても亡失に準じて評価を変更することが適当である。

2　せき柱

せき柱（いわゆる「背骨」）の運動障害及び変形障害の認定基準は、定量的な測定結果による等客観的なものに変更することが適当である。また、頚部と胸腰部に分けて評価する、第 6 級及び第 11 級のみが定められている変形障害について、新たに中間の評価を行う等きめ細かな評価が可能なものとすることが適当である。

3　人工骨頭・人工関節（上肢、下肢共通）

現在、人工骨頭等をそう入置換した関節については、実際の障害の有無・程度を問わず一律に関節の用を廃したもの（第 8 級）として評価しているが、人工骨頭の性能の向上等を踏まえ、関節の可動域が健側の 1/2 以下に制限されていないものは著しい機能障害を残したもの（第 10 級）とすることが適当である。

4　前腕の機能障害

現在、前腕の関節については屈伸の制限のみを評価しているが、回内・回外の可動域が制限された場合も新たに障害として評価することが適当である。具体的には、可動域が健側の 1/2 以下に制限された場合は準用第 12 級、1/4 以下は準用第 10 級とすることが適当である。

※　前腕の回内・回外とは、例えば回転式のドアノブを開閉するときの動きである。

5　関節の機能障害の評価方法

主要運動が複数ある関節の場合、主要運動のいずれか一つの可動域が 1/2 又は 3/4 以下に制限されているものは、関節の「著しい機能障書」又は「機能障害」とすることが適当である。

また、その他関節の機能障害の評価方法を明確化することが適当である。

6　長管骨の変形（上肢、下肢）

現行は長管骨が「15 度以上屈曲したもの」のみを長管骨の変形（第 12 級）として評価しているが、これに該当する場合を拡大（例：直径が一定以上減少したもの）することが適当である。

※「長管骨」とは、上肢にあっては上腕骨、橈骨及び尺骨、下肢にあっては大腿骨、脛骨及び腓骨をいう。

7　障害等級表上の用語

「腕関節、薬指、奇形、仮関節」をそれぞれ「手関節、環指、変形、偽関節」に変更するほか、備考中の手指の関節等の用語についても一部変更することが適当である。

資料２－１

平成16年度　労働保険特別会計　労災勘定　予算概要

区分	平成15年度予算額	平成16年度予定額	比較増△減額	対前年度伸び率	備考
	百万円	百万円	百万円		
歳入予算額	**1,415,931**	**1,392,610**	**△ 23,321**	**98.4%**	
(内訳)					
他勘定より受入	1,043,913	1,044,726	813	100.1%	
一般会計より受入	1,307	1,307	0	100.0%	
未経過保険料受入	28,956	23,688	△ 5,268	81.8%	
支払備金受入	190,910	189,374	△ 1,536	99.2%	
雑収入	150,845	133,515	△ 17,330	88.5%	
歳出予算額	**1,210,642**	**1,187,239**	**△ 23,403**	**98.1%**	
(内訳)					
給付費	941,379	930,762	△ 10,617	98.9%	
業務取扱費	57,836	55,933	△ 1,903	96.7%	
労働福祉事業費	138,288	128,399	△ 9,889	92.8%	
他勘定へ繰入	58,139	62,145	4,006	106.9%	
予備費	15,000	10,000	△ 5,000	66.7%	

区分	平成15年度 予算額	平成16年度 予定額	比較 増△減額	備考
	百万円	百万円	百万円	
歳入	**1,415,931**	**1,392,610**	**△ 23,321**	
1. 他勘定より受入	1,043,913	1,044,726	813	
(1) 保険料収入	1,043,509	1,044,324	815	最近の経済動向を考慮した収入予定額 (対前年度比　100.08%)
(2) 雑収入	404	402	△ 2	延滞金、追徴金等の雑収入
2. 一般会計より受入	1,307	1,307	0	労災保険事業に対する国庫補助見込額
3. 未経過保険料受入	28,956	23,688	△ 5,268	既に収納された有期事業に係る保険料のうち、平成16年度に係る保険料受入見込額 (前受保険料)
4. 支払備金受入	190,910	189,374	△ 1,536	既に業務災害及び通勤災害を受けた労働者等に対し支払われるべき給付見込額
5. 雑収入	150,845	133,515	△ 17,330	預託金利子収入 125,723百万円 → 110,678百万円 返納金等 25,122百万円 → 22,837百万円

区分	平成15年度 予算額	平成16年度 予定額	比較 増△減額	備考
	百万円	百万円	百万円	
歳出	**1,210,642**	**1,187,239**	**△ 23,403**	
1. 給付費	941,379	930,762	△ 10,617	
(1) 保険給付費	811,715	803,658	△ 8,057	平成16年度における給付見込件数、受給予定者数の動向等を勘案して算出 1. 短期給付等 419,945百万円 → 417,267百万円 2. 長期給付 391,770百万円 → 386,391百万円
(2) 特別支給金	129,664	127,104	△ 2,560	休業特別支給金等
2. 業務取扱費	57,836	55,933	△ 1,903	労災保険事業の運営に必要な人件費、事務費等
3. 労働福祉事業費	138,288	128,399	△ 9,889	内訳 別紙参照
4. 他勘定へ繰入	58,139	62,145	4,006	保険料返還金及び保険料徴収等のための人件費、事務費等 1. 保険料返還金 41,158百万円 → 49,778百万円 2. 人件費、事務費等 16,980百万円 → 12,367百万円
5. 予備費	15,000	10,000	△ 5,000	

（別紙）

労働福祉事業費一覧

区分	平成15年度予算額	平成16年度予定額	比較増△減額	備考
	百万円	百万円	百万円	
Ⅰ社会復帰促進事業	**33,808**	**30,834**	**△ 2,974**	
1.補装具・アフターケア等経費	5,091	5,473	382	補装具及び社会復帰保養費 1, 956百万円 → 1,964百万円 特殊疾病アフターケア実施費 3,032百万円 → 3, 441百万円
2.被災労働者社会復帰経費	831	821	△ 10	振動障害者社会復帰特別援護経費 636百万円 → 739百万円
3.(独)労働者健康福祉機構運営費交付金・施設整備費補助金	26,978	23,356	△ 3,622	(独)労働者健康福祉機構運営費交付金 9,656百万円 → 8,506百万円 本部運営、施設運営経費 (前年度、労働福祉事業団交付金) (独)労働者健康福祉機構施設整備費補助金 17,322百万円 → 14,851百万円 既設労災病院等の施設整備等 (前年度、労働福祉事業団施設整備費補助金)
4.障害者職業能力開発校経費	908	1,184	276	障害者職業能力開発校施設整備費 858百万円 → 1,184百万円
Ⅱ被災労働者等援護事業	**27,020**	**24,887**	**△ 2,133**	
1.労災就学等援護経費等	2,965	2,969	4	労災就学援護経費 2,871百万円 → 2,886百万円 労災就労保育援護経費 72百万円 → 64百万円
2.高齢被災労働者等援護経費	8,240	7,617	△ 623	労災特別介護施設設置運営経費 ・委託先 (財)労災ケアセンター 4,285百万円 → 4,226百万円 在宅介護支援経費 (財)労災ケアセンターより(財)労災年金福祉協会へ委託先変更 384百万円 → 91百万円

区　　分	平成15年度 予　算　額	平成16年度 予　定　額	比　較 増△減額	備　　考
	百万円	百万円	百万円	
				労災年金等相談体制整備費 ・委託先　(財)労災年金福祉協会 2, 227百万円 → 1,949百万円 労災年金担保資金貸付 労働福祉事業団より(独)福祉医療機構へ業務移管 (48百万円)
3.労災診療費の貸付事業に対する補助金等	15,815	14,301	△ 1,514	労災診療費支払体制等整備経費 ・委託先　(財)労災保険情報センター (1)労災診療費審査事務等委託費 4, 333百万円 → 3,997百万円 (2)労災診療被災労働者援護事業補助事業費 11, 482百万円 → 10,304百万円 [労災診療援護貸付原資 10, 181百万円 → 9,131百万円]
Ⅲ安全衛生確保事業	42,812	38,075	△ 4,737	
1.労働災害防止対策推進費等	26,742	23,487	△ 3,255	労働災害防止対策強化推進委託費 地域産業保健センターの整備事業 2,417百万円 → 2,211百万円 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業 1,277百万円 → 1,071百万円 中小規模事業場健康づくり事業 1,521百万円 → 1,226百万円 高年齢労働者安全衛生等調査研究費 2,089百万円 → 1,563百万円 労働時間短縮促進援助事業等経費 2,791百万円 → 2,443百万円 独立行政法人(産業安全研究所・産業医学総合研究所)運営等経費 2,337百万円 → 2,067百万円

立替金貸付減(年金毎に精算)

区　　分	平成15年度 予　算　額	平成16年度 予　定　額	比　較 増△減額	備　　考
	百万円	百万円	百万円	
2.労働災害防止団体補助金	3,259	2,921	△ 338	労働災害防止対策費 3,259百万円 → 2,921百万円
3.産業医学振興経費	9,198	8,288	△ 910	産業医科大学運営費等
4.(独)労働者健康福祉機構運営費交付金・施設整備費補助金等	3,613	3,379	△ 234	(独)労働者健康福祉機構運営費交付金 2,719百万円 → 2,721百万円 (前年度、労働福祉事業団交付金) 小規模事業場産業保健活動支援促進事業費等補助金 273百万円 → 246百万円 (前年度、労働福祉事業団交付金) 労働安全衛生融資資金利子補給等補助金 557百万円 → 388百万円 (前年度、労働福祉事業団交付金) (独)労働者健康福祉機構施設整備費補助金 64百万円 → 23百万円 (前年度、労働福祉事業団施設整備費補助金)
Ⅳ労働条件確保事業	**34,648**	**34,603**	**△ 45**	
1.未払賃金立替払事業実施費	27,674	28,214	540	未払賃金立替払事業費補助金 27,222百万円 → 27,764百万円 (前年度、労働福祉事業団交付金)
2.勤労者財産形成促進事業実施費	933	751	△ 182	勤労者財産形成促進事業費補助金 878百万円 → 740百万円 (前年度、雇用・能力開発機構交付金)
3.中小企業退職金共済助成費等	6,041	5,638	△ 403	中小企業退職金共済掛金助成費 2,769百万円 → 2,374百万円

立替払事業

区　　分	平成15年度 予　算　額	平成16年度 予　定　額	比　較 増△減額	備　　考
	百万円	百万円	百万円	総合的短時間労働者対策推進費 1,016百万円 → 885百万円 個別的労使紛争処理対策関連経費 658百万円 → 631百万円 独立行政法人労働政策研究・研修機構 運営費交付金 83百万円 → 166百万円
合　　計	138,288	128,399	△ 9,889	

労　災　保　険　経　済　概　況

（単位：百万円）

区分 ＼ 年度		10 金額	10 対前年比	11 金額	11 対前年比	12 金額	12 対前年比	13 金額	13 対前年比	14 金額	14 対前年比
収入	保険料収納額	1,433,935	0.926	1,333,834	0.930	1,330,054	0.997	1,272,931	0.957	1,218,545	0.957
	一般会計より受入	1,307		1,307		1,307		1,307		1,307	
	雑収入	254,542		234,116		211,180		186,234		169,353	
	計	1,689,784	0.928	1,569,257	0.929	1,542,541	0.983	1,460,472	0.947	1,389,205	0.951
支出	保険給付費	838,959	0.991	825,025	0.983	820,227	0.994	818,620	0.998	794,167	0.970
	（短期分）	437,506		422,715		418,286		415,783		392,474	
	（長期分）	401,453		402,311		401,941		402,837		401,693	
	事務施設費	370,084	0.942	361,555	0.977	353,111	0.977	349,531	0.990	348,570	0.997
	（事務費）	237,266		230,783		225,475		222,878		224,263	
	（特別支給金）	132,818		130,772		127,636		126,653		124,307	
	保険料返還金	76,212	0.947	58,224	0.764	67,281	1.156	65,987	0.981	55,212	0.837
	計	1,285,255	0.974	1,244,804	0.969	1,240,618	0.997	1,234,138	0.995	1,197,949	0.971
単年度収支過△不足		404,529		324,453		301,922		226,334		191,256	
決算上の収支	①国庫残額（除く積立金）	653,182		566,574		534,670		454,387		415,662	
	②支払備金	199,990		197,377		195,989		195,606		191,010	
	③未経過保険料	37,190		33,211		31,354		28,432		27,182	
	④繰越金	4,941		2,160		710		368		1,352	
	⑤計（②+③+④）	242,121		232,748		228,053		224,406		219,544	
	（①−⑤）決算上の収支	411,061		333,826		306,618		229,981		196,118	
積立金累計		6,519,791		6,853,617		7,160,235		7,390,216		7,586,334	

22万人年金受給者の
保険給付費
7兆8千億円の96.8%

資料2－2

資料３－４

労災保険料率の設定に関する検討会（仮称）の開催について（案）

16年度早々

１　目　的

労災保険料率については、現在、業種毎の安全衛生対策とあいまって同種災害の防止努力を促進しつつ、業種を異にする事業主間の負担に係る過大な不公平感の是正を目的として、51の業種区分毎に料率を設定しているところである。

こうした中で、平成15年12月、総合規制改革会議において、業種別リスクに応じた適正な保険料率の設定について、平成16年度中に結論を得べきこととされたところである。

このため、産業構造や就業実態の変化等を踏まえ、料率設定の具体的な方法等について、より専門的な見地から検討を行うこととする。

２　参集者の構成等

(1) 労災保険料率の設定に関する検討会（仮称）（以下「検討会」という。）は、労災補償部長が依頼した、社会保障、保険（保険数理を含む。）、経済等を専門分野とする学識経験者により構成する。

労使代表、学識経験者も1名ずつ 推せん

(2) 検討会には座長を置く。

３　検討内容

(1) 料率設定について
(2) 業種区分について
(3) メリット制について
(4) その他

４　その他

検討会は、平成16年度中に一定の結論を得て、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会に報告することとし、その結果は、平成18年４月予定の労災保険料率の改正に資することとする。

労働政策審議会　労働条件分科会　労災保険部会　委員名簿

平成１６年３月現在

区　分	氏　　名	職　　名
公益代表	ほばら　きしお ○保　原　喜志夫	天使大学教授
〃	いしおか　しんたろう 石　岡　慎太郎	職業訓練法人日本技能教育開発センター理事長
〃	いわむら　まさひこ 岩　村　正　彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
〃	きし　れいこ 岸　玲　子	北海道大学大学院医学研究科教授
〃	きんじょう　きよこ 金　城　清　子	津田塾大学教授
〃	まつもと　ひとし 松　本　斉	読売新聞社編集局総務
労働者代表	さとう　まさあき 佐　藤　正　明	全国建設労働組合総連合書記長
〃	すが　やすたか 須　賀　恭　孝	日本労働組合総連合会総合労働局長
〃	たかまつ　のぶゆき 高　松　伸　幸	全日本運輸産業労働組合連合会書記次長
〃	てらだ　ひろし 寺　田　弘	日本化学エネルギー産業労働組合連合会事務局次長
〃	ないとう　じゅんろう 内　藤　純　朗	日本基幹産業労働組合連合会事務局長
〃	まじま　あけみ 真　島　明　美	日本労働組合総連合会東京都連合会女性局副部長
使用者代表	かわい　まさのり 川　合　正　矩	日本通運株式会社代表取締役副社長
〃	きりく　たかし 紀　陸　孝	社団法人日本経済団体連合会常務理事
〃	きょう　こういち 杏　宏　一	石川島播磨重工業株式会社顧問
〃	くぼ　くにおき 久　保　國　興	ＪＦＥスチール株式会社専務執行役員
〃	しもながよし　まさる 下永吉　優	社団法人全国建設業協会常務理事
〃	はやかわ　さちこ 早　川　祥　子	株式会社アイディアバンク顧問

○部会長